大多喜町建設工事入札予定価格の事前公表取扱要領

　（趣旨）

第1条　この要領は、大多喜町の建設工事に係る入札の透明性の確保及びを図るため、入札予定価格の事前公表を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

　（対象工事）

第２条　事前公表の対象は、競争入札に付する建設工事とする。

　（公表の内容）

第３条　事前公表の内容は、大多喜町財務規則（昭和６２年規則第１号）第１２７条に規定する予定価格とする。

　（公表の方法）

第４条　公表の方法は、一般競争入札については入札公告により、指名競争入札については指名通知により、それぞれ公表する。

　（入札回数）

第５条　予定価格の事前公表の対象となる入札の執行回数は、１回とする。

　　　附　則

　この要領は、平成２７年６月１日から施行する。